「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

１． サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援　等）

企業規模や業種、既存の取引関係にとらわれず、それぞれの企業が有する技術、ノウハウ、ネットワークを尊重し、相互の強みを活かした連携を推進します。特に、通信、AI、XR、映像、空間演出等の分野において、取引先や地域企業、専門事業者等との共創を通じ、新たな商品・サービス及び体験価値の創出に取り組みます。

また、こうした連携を地域課題の解決や地域経済の活性化につなげ、共に成長できる持続可能な関係の構築を目指します。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援　等）

通信事業で培った知見と、AI、XR、映像、デジタル技術等を活用し、取引先や地域事業者の DX 推進を支援します。業務効率化のみならず、デジタル技術を活用した新たな顧客体験や付加価値の創出についても、パートナー企業との連携を通じて取り組みます。

f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言　等）

緊急事態発生時も継続して事業を行えるように、予防的見地から予防策を提案し機材導入に伴うサポートを行う。

２． 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

３． その他（任意記載）

当社は、「Smile for all」の理念のもと、取引先を単なる発注先・受注先として捉えるのではなく、共に新たな価値を創出するパートナーとして尊重します。それぞれが持つ技術、ア

イデア、知的財産及びノウハウを尊重し、適正な取引環境のもと、双方が成長できるWin-Winの関係構築に努めます。
また、「地方から、日本の未来を再設計する。」という考えのもと、地域企業や自治体、多様な専門事業者との連携を積極的に進め、地域課題の解決、新たな産業及び体験価値の創出を通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

２０２６年９月１８日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社ヒロホールディングス	代表取締役社長　向山 孝弘
企　業　名	役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）
・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。